

第 8 参 考 资 料

1 延滞金の割合及び還付加算金の割合の推移

ア 延滞金の割合

期間	納期限の翌日から1月を経過する日までの割合	納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以後の割合
平成11年12月31日以前	年7.3%	年14.6%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	年4.5%	
平成14年1月1日～平成18年12月31日	年4.1%	
平成19年1月1日～平成19年12月31日	年4.4%	
平成20年1月1日～平成20年12月31日	年4.7%	
平成21年1月1日～平成21年12月31日	年4.5%	
平成22年1月1日～平成25年12月31日	年4.3%	
平成26年1月1日～平成26年12月31日	年2.9%	年9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	年2.8%	年9.1%

注1 【平成25年12月31日以前】

平成12年1月1日以後の「納期限の翌日から1月を経過する日までの割合」については、「年7.3%」と「特例基準割合(※1)」のいずれか低い割合の適用となる。

※1 前年の11月30日の日本銀行が定める商業手形の基準割引率に4%を加算した割合をいうものである。

注2 【平成26年1月1日以後】

「納期限の翌日から1月を経過する日までの割合」については、「年7.3%」と「特例基準割合(※2)+1%」のいずれか低い割合の適用となる。

「納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以後の割合」については、「年14.6%」と「特例基準割合(※2)+7.3%」のいずれか低い割合の適用となる。

※2 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、1%を加算した割合をいうものである。

イ 還付加算金の割合

期間	割合
平成11年12月31日以前	年7.3%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	年4.5%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	年4.1%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	年4.4%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	年4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	年4.5%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	年4.3%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	年1.9%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	年1.8%

注1 平成12年1月1日以後の還付加算金の割合については、「年7.3%」と「特例基準割合」のいずれか低い割合の適用となる。

2 税源移譲前(平成18年度)から平成27年度までの間における調定・収入等の状況の推移(県税全体)

年度		調定 ①		収入 ②		収入率 (②/①)		欠損 ③	
		額	対前年 増減(%)	額	対前年 増減(%)	率(%)	対前年 増減(p)	額	対前年 増減(%)
18	現年	89,373,873	0.98	88,668,051	1.03	99.21	0.05	479	32.69
	繰越	1,960,758	4.17	532,748	14.03	27.17	2.35	277,166	42.67
	合計	91,334,631	1.04	89,200,799	1.09	97.66	0.05	277,645	42.65
19	現年	103,357,959	15.65	102,341,726	15.42	99.02	▲ 0.19	1,020	112.94
	繰越	1,841,832	▲ 6.07	479,329	▲ 10.03	26.02	▲ 1.15	179,841	▲ 35.11
	合計	105,199,791	15.18	102,821,055	15.27	97.74	0.08	180,861	▲ 34.86
20	現年	97,139,513	▲ 6.02	96,239,923	▲ 5.96	99.07	0.05	1,837	80.10
	繰越	2,178,311	18.27	555,601	15.91	25.51	▲ 0.51	185,388	3.08
	合計	99,317,824	▲ 5.59	96,795,524	▲ 5.86	97.46	▲ 0.28	187,225	3.52
21	現年	82,575,270	▲ 14.99	81,687,692	▲ 15.12	98.93	▲ 0.14	1,273	▲ 30.70
	繰越	2,325,267	6.75	456,039	▲ 17.92	19.61	▲ 5.90	191,665	3.39
	合計	84,900,537	▲ 14.52	82,143,731	▲ 15.14	96.75	▲ 0.71	192,938	3.05
22	現年	79,210,005	▲ 4.08	78,510,835	▲ 3.89	99.12	0.19	980	▲ 23.02
	繰越	2,554,385	9.85	461,910	1.29	18.08	▲ 1.53	184,079	▲ 3.96
	合計	81,764,390	▲ 3.69	78,972,745	▲ 3.86	96.59	▲ 0.16	185,059	▲ 4.08
23	現年	77,005,309	▲ 2.78	76,383,897	▲ 2.71	99.19	0.07	851	▲ 13.16
	繰越	2,595,792	1.62	476,865	3.24	18.37	0.29	169,137	▲ 8.12
	合計	79,601,101	▲ 2.65	76,860,762	▲ 2.67	96.56	▲ 0.03	169,988	▲ 8.14
24	現年	78,985,353	2.57	78,408,066	2.65	99.27	0.08	818	▲ 3.92
	繰越	2,614,757	0.73	540,019	13.24	20.65	2.28	240,020	41.91
	合計	81,600,110	2.51	78,948,085	2.72	96.75	0.19	240,837	41.68
25	現年	81,669,080	3.40	81,122,976	3.46	99.33	0.06	715	▲ 12.55
	繰越	2,411,282	▲ 7.78	490,981	▲ 9.08	20.36	▲ 0.29	237,823	▲ 0.92
	合計	84,080,362	3.04	81,613,957	3.38	97.07	0.32	238,539	▲ 0.95
26	現年	82,620,570	1.17	82,186,543	1.31	99.47	0.14	1,019	42.52
	繰越	2,217,392	▲ 8.04	462,879	▲ 5.72	20.87	0.51	297,592	25.13
	合計	84,837,962	0.90	82,649,422	1.27	97.42	0.35	298,611	25.18
27	現年	90,218,138	9.20	89,857,300	9.33	99.60	0.13	1,649	61.84
	繰越	1,886,656	▲ 14.92	496,975	7.37	26.34	5.47	162,692	▲ 45.33
	合計	92,104,794	8.57	90,354,275	9.32	98.10	0.68	164,341	▲ 44.96

注 数値はそれぞれ端数処理しているため、合計及び対前年増減が一致しないことがある。

単位:千円

未納繰越 ① - (②+③)			個人県民税を除く 未納繰越額	左の対前年度増減	年度	
額	対前年 増減(額)	対前年 増減(%)				
705,343	▲ 35,935	▲ 4.85	430,121	▲ 32,195	現年	18
1,150,844	▲ 69,888	▲ 5.73	527,275	▲ 100,851	繰越	
1,856,186	▲ 105,823	▲ 5.39	957,396	▲ 133,046	合計	
1,015,212	309,870	43.93	346,375	▲ 83,746	現年	19
1,182,663	31,819	2.76	527,261	▲ 14	繰越	
2,197,875	341,689	18.41	873,636	▲ 83,760	合計	
897,753	▲ 117,458	▲ 11.57	219,526	▲ 126,849	現年	20
1,437,321	254,658	21.53	488,487	▲ 38,774	繰越	
2,335,075	137,200	6.24	708,013	▲ 165,623	合計	
886,305	▲ 11,449	▲ 1.28	263,629	44,103	現年	21
1,677,563	240,242	16.71	468,380	▲ 20,107	繰越	
2,563,868	228,793	9.80	732,009	23,996	合計	
698,190	▲ 188,115	▲ 21.22	218,033	▲ 45,596	現年	22
1,908,396	230,833	13.76	494,250	25,870	繰越	
2,606,586	42,718	1.67	712,283	▲ 19,726	合計	
620,561	▲ 77,629	▲ 11.12	181,136	▲ 36,897	現年	23
1,949,790	41,394	2.17	496,211	1,961	繰越	
2,570,351	▲ 36,235	▲ 1.39	677,347	▲ 34,936	合計	
576,470	▲ 44,091	▲ 7.11	132,765	▲ 48,371	現年	24
1,834,718	▲ 115,072	▲ 5.90	465,307	▲ 30,904	繰越	
2,411,188	▲ 159,163	▲ 6.19	598,072	▲ 79,275	合計	
545,389	▲ 31,081	▲ 5.39	114,972	▲ 17,793	現年	25
1,682,477	▲ 152,241	▲ 8.30	410,797	▲ 54,510	繰越	
2,227,866	▲ 183,322	▲ 7.60	525,769	▲ 72,303	合計	
433,008	▲ 112,381	▲ 20.61	134,743	19,771	現年	26
1,456,920	▲ 225,557	▲ 13.41	307,288	▲ 103,509	繰越	
1,889,928	▲ 337,938	▲ 15.17	442,031	▲ 83,738	合計	
359,189	▲ 73,819	▲ 17.05	79,215	▲ 55,528	現年	27
1,226,990	▲ 229,931	▲ 15.78	245,446	▲ 61,843	繰越	
1,586,178	▲ 303,750	▲ 16.07	324,660	▲ 117,371	合計	

3 税源移譲前(平成18年度)から平成27年度までの間における調定・収入等の状況の推移(個人県民税)

年度		調定 ①		収 入 ②		収入率 (②/①)		欠 損 ③	
		額	対前年 増減(%)	額	対前年 増減(%)	率(%)	対前年 増減(p)	額	対前年 増減(%)
18	現年	13,656,369	9.77	13,380,668	10.03	97.98	0.23	479	32.69
	繰越	886,526	8.38	177,393	28.70	20.01	3.16	85,565	▲ 2.22
	合計	14,542,895	9.69	13,558,061	10.24	93.23	0.47	86,044	▲ 2.08
19	現年	25,181,101	84.39	24,511,244	83.18	97.34	▲ 0.64	1,020	112.94
	繰越	900,056	1.53	161,902	▲ 8.73	17.99	▲ 2.02	82,751	▲ 3.29
	合計	26,081,157	79.34	24,673,146	81.98	94.60	1.37	83,772	▲ 2.64
20	現年	26,401,773	4.85	25,721,756	4.94	97.42	0.08	1,790	75.49
	繰越	1,316,518	46.27	286,569	77.00	21.77	3.78	81,115	▲ 1.98
	合計	27,718,291	6.28	26,008,325	5.41	93.83	▲ 0.77	82,905	▲ 1.03
21	現年	25,412,149	▲ 3.75	24,788,219	▲ 3.63	97.54	0.12	1,254	▲ 29.94
	繰越	1,622,355	23.23	328,125	14.50	20.23	▲ 1.54	85,047	4.85
	合計	27,034,504	▲ 2.47	25,116,344	▲ 3.43	92.90	▲ 0.93	86,301	4.10
22	現年	23,544,881	▲ 7.35	23,063,752	▲ 6.96	97.96	0.41	972	▲ 22.49
	繰越	1,826,471	12.58	345,844	5.40	18.94	▲ 1.29	66,481	▲ 21.83
	合計	25,371,352	▲ 6.15	23,409,596	▲ 6.80	92.27	0.63	67,453	▲ 21.84
23	現年	22,980,260	▲ 2.40	22,540,241	▲ 2.27	98.09	0.13	594	▲ 38.89
	繰越	1,892,571	3.62	349,927	1.18	18.49	▲ 0.45	89,065	33.97
	合計	24,872,831	▲ 1.96	22,890,168	▲ 2.22	92.03	▲ 0.24	89,659	32.92
24	現年	24,306,126	5.77	23,861,704	5.86	98.17	0.08	717	20.68
	繰越	1,942,117	2.62	384,935	10.00	19.82	1.33	187,771	110.82
	合計	26,248,243	5.53	24,246,639	5.93	92.37	0.34	188,488	110.23
25	現年	24,582,619	1.14	24,151,747	1.22	98.25	0.08	456	▲ 36.39
	繰越	1,814,210	▲ 6.59	372,237	▲ 3.30	20.52	0.70	170,293	▲ 9.31
	合計	26,396,829	0.57	24,523,984	1.14	92.91	0.54	170,749	▲ 9.41
26	現年	24,277,013	▲ 1.24	23,977,950	▲ 0.72	98.77	0.52	798	74.98
	繰越	1,699,843	▲ 6.30	384,261	3.23	22.61	2.09	165,950	▲ 2.55
	合計	25,976,856	▲ 1.59	24,362,211	▲ 0.66	93.78	0.87	166,748	▲ 2.34
27	現年	24,422,330	0.60	24,141,187	0.68	98.85	0.08	1,169	46.54
	繰越	1,445,572	▲ 14.96	341,888	▲ 11.03	23.65	1.04	122,140	▲ 26.40
	合計	25,867,901	▲ 0.42	24,483,075	0.50	94.65	0.87	123,309	▲ 26.05

注 数値はそれぞれ端数処理しているため、合計及び対前年増減が一致しないことがある。

単位:千円

未納繰越 ① - (②+③)			県税全体に占める 個人県民税の 未納割合 (%)	左の対前年度増減(p)	年度	
額	対前年 増減 (額)	対前年 増減 (%)				
275,222	▲ 3,739	▲ 1.34	39.0	1.4	現年	18
623,568	30,962	5.22	54.2	5.7	繰越	
898,790	27,223	3.12	48.4	4.0	合計	
668,837	393,615	143.02	65.9	26.9	現年	19
655,403	31,835	5.11	55.4	1.2	繰越	
1,324,240	425,450	47.34	60.3	11.9	合計	
678,227	9,390	1.40	75.5	9.6	現年	20
948,834	293,431	44.77	66.0	10.6	繰越	
1,627,061	302,821	22.87	69.7	9.4	合計	
622,676	▲ 55,551	▲ 8.19	70.3	▲ 5.2	現年	21
1,209,183	260,349	27.44	72.1	6.1	繰越	
1,831,859	204,798	12.59	71.4	1.7	合計	
480,157	▲ 142,519	▲ 22.89	68.8	▲ 1.5	現年	22
1,414,146	204,963	16.95	74.1	2.0	繰越	
1,894,303	62,444	3.41	72.7	1.3	合計	
439,425	▲ 40,732	▲ 8.48	70.8	2.0	現年	23
1,453,579	39,433	2.79	74.6	0.5	繰越	
1,893,004	▲ 1,299	▲ 0.07	73.6	0.9	合計	
443,705	4,280	0.97	77.0	6.2	現年	24
1,369,411	▲ 84,168	▲ 5.79	74.6	0.0	繰越	
1,813,116	▲ 79,888	▲ 4.22	75.2	1.6	合計	
430,417	▲ 13,288	▲ 2.99	78.9	1.9	現年	25
1,271,681	▲ 97,730	▲ 7.14	75.6	1.0	繰越	
1,702,097	▲ 111,018	▲ 6.12	76.4	1.2	合計	
298,265	▲ 132,152	▲ 30.70	68.9	▲ 10.0	現年	26
1,149,632	▲ 122,049	▲ 9.60	78.9	3.3	繰越	
1,447,897	▲ 254,200	▲ 14.93	76.6	0.2	合計	
279,974	▲ 18,291	▲ 6.13	77.9	9.0	現年	27
981,544	▲ 168,088	▲ 14.62	80.0	1.1	繰越	
1,261,518	▲ 186,379	▲ 12.87	79.5	2.9	合計	

4 当初予算額の推移

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
個人県民税	現	23,470,000	22,323,000	23,287,000	23,847,000	24,204,000	24,608,000	
	繰	380,000	376,000	376,000	344,000	306,000	339,000	
	計	23,850,000	22,699,000	23,663,000	24,191,000	24,510,000	24,947,000	
法人県民税	現	3,488,000	3,931,000	3,511,000	3,595,000	3,796,000	3,614,000	
	繰	5,000	5,000	6,000	8,000	10,000	7,000	
	計	3,493,000	3,936,000	3,517,000	3,603,000	3,806,000	3,621,000	
県民税利子割	現	852,000	507,000	514,000	366,000	506,000	308,000	
県民税配当割	現	121,000	108,000	162,000	165,000	750,000	806,000	
株式等譲渡所得割	現	100,000	36,000	38,000	41,000	131,000	353,000	
個人事業税	現	686,000	578,000	653,000	641,000	725,000	731,000	
	繰	7,000	7,000	8,000	7,000	4,000	5,000	
	計	693,000	585,000	661,000	648,000	729,000	736,000	
法人事業税	現	10,961,000	11,116,000	9,336,000	11,022,000	11,903,000	14,808,000	
	繰	13,000	5,000	5,000	8,000	10,000	6,000	
	計	10,974,000	11,121,000	9,341,000	11,030,000	11,913,000	14,814,000	
地方消費税	譲渡割	現	7,788,000	8,329,000	8,444,000	7,866,000	10,039,000	13,350,000
	貨物割	現	221,000	321,000	674,000	1,168,000	1,112,000	1,979,000
	計	8,009,000	8,650,000	9,118,000	9,034,000	11,151,000	15,329,000	
不動産取得税	現	2,201,000	1,895,000	1,510,000	1,724,000	1,771,000	1,567,000	
	繰	24,000	22,000	25,000	33,000	28,000	19,000	
	計	2,225,000	1,917,000	1,535,000	1,757,000	1,799,000	1,586,000	
県たばこ税	現	1,967,000	1,987,000	2,225,000	1,332,000	1,176,000	1,165,000	
	繰	-	-	-	-	-	-	
	計	1,967,000	1,987,000	2,225,000	1,332,000	1,176,000	1,165,000	
ゴルフ場利用税	現	217,000	201,000	196,000	169,000	168,000	169,000	
	繰	-	-	-	-	-	-	
	計	217,000	201,000	196,000	169,000	168,000	169,000	
自動車取得税	現	1,947,000	1,634,000	1,566,000	1,662,000	1,034,000	1,126,000	
軽油引取税	現	9,199,900	9,062,000	9,564,000	9,415,000	9,762,000	9,669,000	
	繰	100	600	400	200	1,000	1,000	
	計	9,200,000	9,062,600	9,564,400	9,415,200	9,763,000	9,670,000	
自動車税	現	14,739,000	14,551,000	14,404,000	14,214,000	14,001,000	13,635,000	
	繰	53,000	50,000	51,000	51,000	42,000	37,000	
	計	14,792,000	14,601,000	14,455,000	14,265,000	14,043,000	13,672,000	
鉾区税	現	14,000	14,000	15,000	16,000	15,000	16,000	
	繰	-	-	-	-	-	-	
	計	14,000	14,000	15,000	16,000	15,000	16,000	
狩猟税	現	35,000	30,000	28,000	27,000	21,000	8,000	
産業廃棄物税	現	137,000	153,000	270,000	249,000	218,000	215,000	
	繰	-	247	-	-	-	-	
	計	137,000	153,247	270,000	249,000	218,000	215,000	
県税計	現	78,143,900	76,776,000	76,397,000	77,519,000	81,332,000	88,127,000	
	繰	482,100	465,847	471,400	451,200	401,000	414,000	
	計	78,626,000	77,241,847	76,868,400	77,970,200	81,733,000	88,541,000	

5 平成27年度決算額の増減理由

(単位：百万円)

	番号	平成26年度	平成27年度	増減額	主 な 税 目 の 増 減 理 由
個人県民税	1	24,362	24,483	121	特別徴収の推進による翌年度収入へのずれこみ
県民税配当割	2	836	632	△ 204	N I S A (少額投資非課税制度) の利用増による減
県民税株式等譲渡所得割	3	364	435	71	株高による増
法人県民税	4	4,140	3,822	△ 318	地方法人税創設に伴う税率引下げによる減
県民税利子割	5	355	327	△ 28	低金利による減
個人事業税	6	749	761	12	請負業の所得増
法人事業税	7	13,755	15,132	1,377	堅調な企業業績に加え、地方法人特別税からの一部復元による増
地方消費税	8	10,253	17,579	7,326	税率の引上げによる
譲渡割	9	8,904	16,065	7,161	—
貨物割	10	1,349	1,514	165	—
不動産取得税	11	1,666	1,624	△ 42	消費増税前の駆込需要の反動に伴う住宅建築の落ち込みによる減
県たばこ税	12	1,247	1,219	△ 28	喫煙人口の減
ゴルフ場利用税	13	173	181	8	少雪によるプレイ日数の増
自動車取得税	14	903	1,241	338	エコカー減税対象車の縮小による増
軽油引取税	15	9,565	8,814	△ 751	燃費性能の向上や少雪による除排雪車の稼働減
自動車税	16	14,005	13,830	△ 175	人口減や軽自動車へのシフトによる課税台数の減
鉱区税	17	16	16	0	—
狩猟税	18	18	4	△ 14	税率の低い対象鳥獣捕獲員の増による
産業廃棄物税	19	242	254	12	過年度分の調定があったことによる増
合 計	20	82,649	90,354	7,705	—

注 この調は、現年課税分と滞納繰越分の合計額により作成した。

6 秋田県水と緑の森づくり税の収入額の推移

(現年課税分と滞納繰越分の合計額)

年度 区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	千円	千円	千円	千円	千円
個人県民税 均等割超過課税分	358,056	389,750	376,124	374,663	377,385
法人県民税 均等割超過課税分	17,448	80,214	86,804	85,865	86,151
合計	375,504	469,964	462,928	460,528	463,536
年度 区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計	
	千円	千円	千円	千円	
個人県民税 均等割超過課税分	382,589	374,040	371,420	3,004,027	
法人県民税 均等割超過課税分	86,454	85,828	84,248	613,012	
合計	469,043	459,868	455,668	3,617,039	

注 1 個人県民税均等割超過課税分については、均等割が課税される個人で、1月1日に県内に住所がある個人及び県内に家屋敷等を持っている個人に対して、年額800円で課税している。

法人県民税均等割超過課税分については、県内に事務所等を持っている法人に対して、資本金等の額に応じてその均等割額の8%相当額で課税している。(一事業年度当たり1,600円、4,000円、10,400円、43,200円、64,000円のいずれかの額)

2 平成20年度の法人県民税均等割超過課税分については、平成20年4月1日以後に開始する事業年度等から適用したこと、及び大宗を占める3月決算法人の確定申告・納付が主に平成21年5月以降だったこと、の理由により、平成21年度以降の収入額に比べ少額となったものである。

なお、個人県民税均等割超過課税分については、平成20年度以後の年度分から適用している。



秋田県水と緑のマスコット「森っち」

第59回全国植樹祭の大会マスコットとして活躍した「森っち」は、平成21年1月より「秋田県水と緑のマスコット」として活躍しています。

7 法人関係税の収入額等の推移

(単位:千円、%)

年度	法人 県民税 ①	法人 事業税 ②	①+② ③	前年比	地方 法人 特別税 (納付額) ④	③+④ ⑤	前年比	地方 法人 特別税 (払込額) ⑥	地方 法人 特別譲与税 ⑦	⑦-⑥
21	3,050,068	12,191,403	15,241,471	57.6	3,265,333	18,506,804	70.0	2,842,954	5,535,251	2,692,297
22	3,541,317	10,338,644	13,879,961	91.1	7,446,216	21,326,177	115.2	7,052,153	12,237,225	5,185,072
23	3,436,785	9,495,791	12,932,576	93.2	7,082,241	20,014,817	93.9	6,727,725	12,700,251	5,972,526
24	3,606,668	10,098,629	13,705,297	106.0	7,784,159	21,489,456	107.4	7,516,421	13,020,225	5,503,804
25	3,755,027	12,155,848	15,910,875	116.1	9,788,949	25,699,824	119.6	9,511,129	15,740,308	6,229,179
26	4,140,429	13,755,118	17,895,547	112.5	11,354,079	29,249,626	113.8	10,884,027	18,995,188	8,111,161
27	3,821,697	15,132,455	18,954,152	105.9	9,475,237	28,429,389	97.2	9,422,615	17,087,908	7,665,293

注 1 地方法人特別税は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

2 地方法人特別税は、法人事業税と併せて都道府県に申告納付。都道府県は、納付月の翌々月までに、国に払い込む。

3 地方法人特別税(納付額)④は、県が法人事業税と併せて還付した地方法人特別税のうち、歳入から支出(下戻し)した還付額を控除した後、予算から支出した還付額を控除する前の額。

<参考> 県税に係る還付金等の支出実績※の推移

(単位:百万円)

区分 年度	法人 県民税	法人 事業税	その 他の 税	還付金合計		当初予算額	備考
					対前年増減		
19	146	606	65	817	133	1,337	平成20年度税制改正において、地方法人特別税が創設された。(上表欄外参照) これにより、法人事業税の税収が減少するとともに、同税に係る還付金額も減少した。
20	290	938	61	1,290	473	1,325	
21	678	2,718	54	3,450	2,160	2,600	
22	115	243	66	424	△ 3,026	1,350	
23	152	291	60	504	80	700	
24	142	301	39	482	△ 22	635	
25	124	332	46	503	21	657	
26	112	221	52	385	△ 118	911	
27	165	457	35	657	272	650	

※ 歳出予算から支出した還付金及び還付加算金の実績。

8 経済成長率、金利及び株価の推移

ア 経済成長率

(単位：％、百万円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実質	全国	3.5	0.4	0.9	2.0	△ 0.9	0.8
	秋田県	2.0	3.0	△ 0.5	0.2	△ 2.0	—
名目	全国	1.4	△ 1.3	0.0	1.7	1.5	2.2
	秋田県	0.4	1.5	△ 0.4	0.2	△ 0.2	—
参考	県税収入①	78,973	76,861	78,948	81,614	82,649	90,354
	地特税収②	7,446	7,082	7,785	9,788	11,354	9,475
	①+② ③	86,419	83,943	86,733	91,402	94,003	99,829
	③の前年比	1.2	△ 2.9	3.3	5.4	2.8	6.2
	③のうち 法人三税④	21,326	20,015	21,489	25,700	29,250	28,429
	④の前年比	15.2	△ 6.1	7.4	19.6	13.8	△ 2.8

- 注 1 全国の値は「国民経済計算（内閣府）（四半期別GDP速報（平成28年9月発表））」による（平成27年度は速報値）。
 2 秋田県の値は「秋田県県民経済計算」による（平成26年度は速報値。平成27年度は本書作成日現在未発表）。
 3 値は、過去に遡及して随時改定されるため、過去に公表された値と一致しないことがある。
 4 参考中「地特」は、地方法人特別税。「法人三税」は、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の計である。

イ 預金及び国債の金利及び残高

(単位：％、億円)

	定期預金/ 300万円未満 ／1年	預金残高 (秋田県)	長期国債 (10年)	中期国債 (5年)	国債残高 (家計資産)
平成23年9月	0.029	32,133	1.032	0.374	294,916
平成24年3月	0.027	33,241	0.988	0.323	276,729
平成24年9月	0.026	32,926	0.774	0.198	254,965
平成25年3月	0.026	33,372	0.564	0.131	242,126
平成25年9月	0.026	33,177	0.685	0.243	219,728
平成26年3月	0.026	34,089	0.641	0.197	210,328
平成26年9月	0.026	33,391	0.522	0.167	193,203
平成27年3月	0.026	34,553	0.398	0.131	168,855
平成27年9月	0.026	34,287	0.348	0.062	144,707
平成28年3月	0.021	34,940	-0.049	-0.190	137,556

- 注 1 定期預金金利は、日本銀行「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」による当該月の最終週の月曜日の数値である。
 2 預金残高は、日本銀行「都道府県別預金／預金合計／国内銀行」による。
 3 国債金利は、財務省ホームページ「国債金利情報」による当該月の末営業日の数値である。
 4 国債残高は、日本銀行「資金循環（08SNA）」による。

ウ 株価（日経平均株価）

(単位：円)

平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
11,488.76	16,111.43	17,225.83	15,307.78	8,859.56	10,546.44	10,228.92

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
8,455.35	10,395.18	16,291.31	17,450.77	19,033.71

注 各年の12月末現在の値である。

9 新設住宅着工戸数等の推移

着工等区分	年・年度	平成23年（度）	平成24年（度）	平成25年（度）	平成26年（度）	平成27年（度）
	着工戸数（戸）		3,720	3,668	4,421	3,776
構造別内訳	木造	3,330	3,273	3,960	3,277	3,478
	SRC造	-	-	-	-	-
	RC造	68	98	41	117	1
	S造	320	296	420	382	374
	CB造	-	1	-	-	-
	その他造	2	-	-	-	-
利用別内訳	持家	2,622	2,658	3,204	2,474	2,501
	貸家	836	615	876	968	1,016
	給与住宅	21	60	31	14	19
	分譲住宅	241	335	310	320	317
工法別内訳	在来工法	2,912	2,949	3,420	2,967	2,897
	プレハブ工法	341	349	455	401	408
	2×4工法	467	370	546	408	548
着工面積（㎡）		419,073	425,960	521,180	412,827	406,627
不動産取得税 現年調定額（千円）		1,637,473	1,655,536	1,826,197	1,725,135	1,566,445
内調定 訳額	うち、原始取得分	653,070	732,866	908,254	685,125	654,151
	うち、専用住宅	181,360	162,796	160,566	176,060	137,782

- 注1 着工戸数及び着工面積に係る統計の出典は、秋田県建設部建築住宅課集計「新設住宅着工統計集計表」（秋田県公式Webサイト[美の国あきたネット]に掲載）。
- 2 着工戸数及び着工面積の統計については暦年（1月から12月まで）で、調定額については会計年度で計上した。
- （木造家屋については、原則として建築年（暦年）の翌年度（会計年度）課税となるため。）
- 3 上表の略称の定義は次のとおり：SRC造＝鉄骨鉄筋コンクリート造。RC造＝鉄筋コンクリート造。S造＝鉄骨造。CB造＝コンクリートブロック造。その他造＝石造・煉瓦造・無筋コンクリート造・無筋コンクリートブロック造・その他の分類に該当しない構造のもの。

持家＝建築主が自分で居住する目的で建築するもの。貸家＝建築主が賃貸する目的で建築するもの。給与住宅＝会社・官公署・学校等がその社員・職員・教員等を居住させる目的で建築するもの。分譲住宅＝建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

在来工法＝プレハブ工法・枠組壁工法以外の工法。プレハブ工法＝住宅の主要構造部の壁・柱・梁・屋根又は階段等の部材を機械的方法で大量に工場生産し、現場において、これらの部材により組立建築を行う工法。2×4工法＝枠組壁工法（ツーバイフォー工法）。

10 自動車二税に係る課税台数等の推移

ア 登録・届出台数と課税台数(自動車取得税)等の推移【新車】

	番号	23年度	対前年 増減	24年度	対前年 増減	25年度	対前年 増減	26年度	対前年 増減	27年度	対前年 増減	
		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
登録・届出台数	登録自動車	1	25,532	2,583	26,725	1,193	28,841	2,116	25,304	△ 3,537	24,692	△ 612
	軽自動車	2	22,125	1,966	26,047	3,922	31,053	5,006	28,262	△ 2,791	24,322	△ 3,940
	計	3	47,657	4,549	52,772	5,115	59,894	7,122	53,566	△ 6,328	49,014	△ 4,552
	前年比(%)	4	110.6	—	110.7	—	113.5	—	89.4	—	91.5	—
課税台数	登録自動車	5	19,386	569	18,025	△ 1,361	18,775	750	14,355	△ 4,420	16,073	1,718
	軽自動車	6	21,810	1,932	19,202	△ 2,608	13,459	△ 5,743	9,675	△ 3,784	19,397	9,722
	計	7	41,196	2,501	37,227	△ 3,969	32,234	△ 4,993	24,030	△ 8,204	35,470	11,440
	前年比(%)	8	106.5	—	90.4	—	86.6	—	74.5	—	147.6	—
エコカー減税 適用台数	登録自動車	9	19,315	2,732	16,394	△ 2,921	18,871	2,477	19,019	148	16,855	△ 2,164
	軽自動車	10	12,560	4,527	16,080	3,520	22,276	6,196	21,471	△ 805	17,836	△ 3,635
	計	11	31,875	7,259	32,474	599	41,147	8,673	40,490	△ 657	34,691	△ 5,799
	前年比(%)	12	129.5	—	101.9	—	126.7	—	98.4	—	85.7	—
エコカー減税適用の うち非課税台数	登録自動車	13	4,880	1,719	7,410	2,530	8,645	1,235	9,947	1,302	7,652	△ 2,295
	軽自動車	14	19	15	6,502	6,483	17,302	10,800	18,388	1,086	4,672	△ 13,716
	計	15	4,899	1,734	13,912	9,013	25,947	12,035	28,335	2,388	12,324	△ 16,011
	前年比(%)	16	154.8	—	284.0	—	186.5	—	109.2	—	43.5	—

- 注 1 「登録・届出台数」は、国土交通省東北運輸局ホームページに掲載の「管内新車新規登録台数」による。(登録自動車には大型特殊を含む。48及び50頁の①は申告書の集計値であるため、この表の登録・届出台数とは一致しない。)
- 2 「課税台数」には、非課税(エコカー減税によるものを含む。)、減免及び免税点以下に係る台数は含まれない。
- 3 「エコカー減税適用台数」には、中古車特例に係る台数は含まれない。
- 4 エコカー減税の適用基準は、税制改正により、平成23年度以前と平成24年度以降、平成26年度以前と平成27年度以降とは異なる。

【参考】 (いわゆる「エコカー」に対する優遇制度等について)

(ア) エコカーに関する補助金について

- ① (国の制度) エコカー補助金。一定の環境要件に合致する新車を購入し、一年間使用する者に対して補助金を交付する制度で次の期間に実施された。
- (1) 平成21年4月10日～平成22年9月7日
- (2) 平成23年12月20日～平成24年9月21日
- ② (秋田県の事業) 秋田県環境対応車買替促進事業。エコカー補助金に該当する自動車への買い替えに際して購入金額の5%を県と自動車販売店協会が折半して補助する事業で、平成21年1月～平成22年6月の期間に実施した。

(イ) エコカー減税について

いわゆる「エコカー減税」は、電気自動車やプラグインハイブリッド車、国土交通省が定める排ガスと燃費の基準をクリアした自動車など環境負荷の小さい自動車について、自動車取得税と自動車重量税(国税)を軽減する措置。平成20年度までは低公害車特例として実施。平成21年度から適用基準を改め、時限的軽減措置として実施。平成24年度には適用基準を見直し、軽減対象を環境性能に極めて優れた自動車に重点化して実施。実施期間は、平成27年3月31日まで。(平成27年度税制改正により平成29年3月31日まで延長。)

(ウ) 東日本大震災の影響について

平成23年3月11日に起こった震災により自動車の供給が滞り、平成22年度の年度末と平成23年度前半の登録台数に影響が及んだ。

イ 登録自動車と軽自動車の保有台数の推移

	23年度	対前年 増減	24年度	対前年 増減	25年度	対前年 増減	26年度	対前年 増減	27年度	対前年 増減
登録自動車	443,802	△ 1,747	439,980	△ 3,822	435,124	△ 4,856	428,747	△ 6,377	424,621	△ 4,126
軽自動車	360,724	5,638	367,570	6,846	376,109	8,539	381,147	5,038	383,112	1,965
(参考) 上記のうち ディーゼル車	74,480	△ 3,211	72,115	△ 2,365	70,450	△ 1,665	69,051	△ 1,399	68,226	△ 825

- 注 1 「登録自動車」及び「軽自動車」の台数は、国土交通省東北運輸局のホームページに掲載の「管内自動車保有車両数」(各年度3月末)による。ただし、ディーゼル車の台数(内数)は東北運輸局秋田運輸支局による。
- 2 「登録自動車」とは、道路運送車両法の規定により自動車の登録ファイルへの登録が義務づけられた自動車で、小型自動車や普通自動車等をいい、大型特殊を含み、軽自動車を除く。
- 3 「軽自動車」には、軽二輪が含まれる。

ウ 乗用車(自家用)の排気量別課税台数(自動車税)の推移

自動車の 排気量	番号	22年度	対前年 増減	24年度	対前年 増減	25年度	対前年 増減	26年度	対前年 増減	27年度	対前年 増減	番号
1,000CC以下	1	16,233	△ 217	15,908	△ 325	15,294	△ 614	14,743	△ 551	14,322	△ 421	1
1,000CC超 1,500CC以下	2	147,327	2,818	151,359	4,032	154,191	2,832	155,446	1,255	155,688	242	2
1,500CC超 2,000CC以下	3	114,624	△ 2,948	112,581	△ 2,043	110,240	△ 2,341	107,385	△ 2,855	105,220	△ 2,165	3
2,000CC超 2,500CC以下	4	51,765	△ 2,170	50,077	△ 1,688	48,076	△ 2,001	46,670	△ 1,406	44,759	△ 1,911	4
2,500CC超 3,000CC以下	5	17,340	△ 1,527	16,109	△ 1,231	14,740	△ 1,369	13,503	△ 1,237	12,186	△ 1,317	5
3,000CC超 3,500CC以下	6	7,431	△ 318	7,095	△ 336	6,712	△ 383	6,478	△ 234	6,067	△ 411	6
3,500CC超 4,000CC以下	7	1,950	△ 218	1,877	△ 73	1,762	△ 115	1,690	△ 72	1,573	△ 117	7
4,000CC超 4,500CC以下	8	1,362	△ 56	1,347	△ 15	1,318	△ 29	1,248	△ 70	1,167	△ 81	8
4,500CC超 6,000CC以下	9	874	△ 26	890	16	899	9	955	56	942	△ 13	9
6,000CC超	10	24	4	28	4	30	2	31	1	28	△ 3	10
電気自動車等	11	22	21	129	107	257	128	420	163	578	158	11
計	12	358,952	△ 4,637	357,400	△ 1,552	353,519	△ 3,881	348,569	△ 4,950	342,530	△ 6,039	12
前年比(%)	13	98.7	—	99.6	—	98.9	—	98.6	—	98.3	—	13
(参考) 総課税台数	14	425,398	△ 6,815	422,825	△ 2,573	418,519	△ 4,306	413,067	△ 5,452	406,350	△ 6,717	14

- 注 1 各台数は、各年度の賦課期日現在の台数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含む。
- 2 番号11の「電気自動車等」は、電気自動車及び天然ガス自動車を指す。
- 3 番号14の「総課税台数」は、この表に掲げた自動車(自家用乗用車)以外の車種・用途の自動車を含んだ自動車税の課税台数の総数。非課税及び課税免除を含まず、身障減免を含むため、56～66頁の「課税台数」と一致しないことがある。

11 秋田県の人口及び世帯数の推移

ア 人口

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
鹿角市	34,571	34,080	33,785	33,199	32,644
小坂町	5,977	5,858	5,789	5,652	5,479
大館市	78,849	77,908	77,527	76,504	75,499
北秋田市	36,298	35,637	35,304	34,653	33,975
上小阿仁村	2,764	2,697	2,644	2,566	2,498
能代市	59,204	58,324	57,802	56,810	56,010
藤里町	3,872	3,781	3,733	3,615	3,520
三種町	19,105	18,766	18,536	18,117	17,751
八峰町	8,346	8,167	8,075	7,863	7,649
秋田市	320,904	319,453	319,370	317,733	315,715
男鹿市	31,993	31,317	30,873	30,177	29,611
潟上市	34,623	34,254	34,098	33,895	33,722
五城目町	10,750	10,559	10,402	10,187	9,970
八郎潟町	6,616	6,480	6,423	6,313	6,181
井川町	5,432	5,286	5,239	5,152	5,048
大潟村	3,251	3,240	3,284	3,273	3,233
由利本荘市	84,712	83,509	82,886	81,701	80,534
にかほ市	27,612	27,166	26,932	26,395	25,943
大仙市	89,290	87,994	87,546	86,424	85,202
仙北市	29,790	29,319	29,039	28,518	28,009
美郷町	21,760	21,429	21,212	20,877	20,601
横手市	99,267	97,677	97,004	95,605	94,197
湯沢市	51,225	50,258	49,703	48,804	47,922
羽後町	17,012	16,701	16,585	16,258	15,866
東成瀬村	2,795	2,765	2,747	2,697	2,657
計	1,086,018	1,072,625	1,066,538	1,052,988	1,039,436

イ 世帯数

(単位：世帯)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
鹿角市	13,335	13,280	13,256	13,230	13,109
小坂町	2,577	2,557	2,542	2,503	2,469
大館市	31,188	31,160	31,274	31,312	31,398
北秋田市	14,448	14,253	14,144	14,173	14,068
上小阿仁村	1,230	1,188	1,178	1,168	1,138
能代市	24,524	24,486	24,483	24,516	24,492
藤里町	1,477	1,460	1,452	1,431	1,404
三種町	6,996	6,965	6,978	6,953	6,932
八峰町	3,139	3,126	3,111	3,121	3,093
秋田市	139,453	140,000	140,945	141,772	142,354
男鹿市	13,270	13,257	13,241	13,215	13,202
潟上市	13,132	13,195	13,236	13,312	13,469
五城目町	4,178	4,165	4,152	4,178	4,140
八郎潟町	2,495	2,487	2,479	2,470	2,464
井川町	1,772	1,764	1,756	1,753	1,746
大潟村	1,027	1,013	1,068	1,081	1,074
由利本荘市	30,203	29,993	30,238	30,248	30,331
にかほ市	9,559	9,473	9,445	9,396	9,380
大仙市	30,908	30,856	30,962	30,993	31,039
仙北市	10,832	10,787	10,750	10,734	10,654
美郷町	6,737	6,680	6,658	6,636	6,649
横手市	34,349	34,108	34,163	34,248	34,142
湯沢市	18,235	18,149	18,113	18,030	18,006
羽後町	5,382	5,342	5,338	5,319	5,300
東成瀬村	892	881	877	864	860
計	421,338	420,625	421,839	422,656	422,913

注 上記の人口及び世帯数の各年度の数値は、当該年度末現在（平成25年度からは当該年度の1月1日現在）の住民基本台帳に記載されている数値につき、総務省が「【日本人住民】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」として公表した数値である。

12 租税負担状況

(平成23年度～平成26年度)

	番号	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			
		全国	秋田県	対全国比	全国	秋田県	対全国比	全国	秋田県	対全国比	全国	秋田県	対全国比	
分配国民所得	1	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%	
分県		349,597,100	2,532,254	0.7	351,174,400	2,568,681	0.7	359,115,100	2,586,434	0.7	364,444,100	2,565,661	0.7	
納税額	国 税	2	45,262,168	149,718	0.3	46,917,960	139,630	0.3	50,180,052	138,848	0.3	57,236,124	162,880	0.3
	都道府県税	3	13,794,040	88,548	0.6	14,145,587	90,512	0.6	14,773,853	93,159	0.6	15,683,495	97,341	0.6
	市町村税	4	20,377,377	111,935	0.5	20,315,173	111,009	0.5	20,600,433	112,598	0.5	21,101,956	112,670	0.5
	計	5	79,433,585	350,201	0.4	81,378,720	341,151	0.4	85,554,338	344,605	0.4	94,021,575	372,891	0.4
	人口	6	人	人		人	人		人	人		人	人	
		126,659,683	1,086,018	0.9	126,393,679	1,072,625	0.8	126,434,634	1,066,538	0.8	126,163,576	1,052,988	0.8	
世帯数	7	世帯	世帯		世帯	世帯		世帯	世帯		世帯	世帯		
		54,171,475	421,338	0.8	54,166,316	420,625	0.8	54,514,453	421,839	0.8	54,921,464	422,656	0.8	
国県負国民所得に対する率	国 税	8	%	%	%	%		%	%		%	%		
			12.9	5.9	-	13.4	5.4	-	14.0	5.4	-	15.7	6.3	-
	都道府県税	9	3.9	3.5	-	4.0	3.5	-	4.1	3.6	-	4.3	3.8	-
	市町村税	10	5.8	4.4	-	5.8	4.3	-	5.7	4.4	-	5.8	4.4	-
計	11	22.7	13.8	-	23.2	13.3	-	23.8	13.3	-	25.8	14.5	-	
一人当たり負担額	国 税	12	円	円		円	円		円	円		円	円	
			357,353	137,860	38.6	371,205	130,176	35.1	396,885	130,186	32.8	453,666	154,684	34.1
	都道府県税	13	108,906	81,534	74.9	111,917	84,384	75.4	116,850	87,347	74.8	124,311	92,443	74.4
	市町村税	14	160,883	103,069	64.1	160,729	103,493	64.4	162,933	105,573	64.8	167,259	107,000	64.0
計	15	627,142	322,463	51.4	643,851	318,052	49.4	676,669	323,106	47.7	745,235	354,127	47.5	
一世帯当たり負担額	国 税	16	835,535	355,339	42.5	866,183	331,958	38.3	920,491	329,149	35.8	1,042,145	385,373	37.0
	都道府県税	17	254,637	210,159	82.5	261,151	215,185	82.4	271,008	220,840	81.5	285,562	230,308	80.7
	市町村税	18	376,164	265,666	70.6	375,052	263,914	70.4	377,889	266,922	70.6	384,221	266,576	69.4
	計	19	1,466,336	831,164	56.7	1,502,386	811,057	54.0	1,569,388	816,911	52.1	1,711,928	882,256	51.5

- 注 1 分配国民所得は、内閣府「平成26年度版国民経済計算確報」による。
 2 分配県民所得は、秋田県企画振興部調査統計課「平成26年度秋田県県民経済計算速報」による。
 3 納税額は、国税庁「統計情報」及び総務省自治税務局「地方税に関する参考係数資料」を参考としたものであり、都道府県税は都道府県間における地方消費税清算後の額である。
 4 人口及び世帯数は、総務省自治行政局「【日本人住民】住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による。なお、平成24年度までは当該年度の3月31日現在の数字であるが、平成25年度からは当該年度の1月1日現在の数字となっている。
 5 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

13 平成27年度市町村税徴収実績（秋田県分）

	調 定		収 入		収 入 率	
	調 定 額	前年比	収 入 額	前年比	平成27年度	平成26年度
	千円	%	千円	%	%	%
一 普 通 税	117,103,867	97.8	108,697,165	98.5	92.8	92.2
1 市 町 村 民 税	49,119,454	99.1	46,929,785	99.9	95.5	94.8
(ア) 個 人 分	38,801,437	99.6	36,772,918	100.6	94.8	93.9
(イ) 法 人 分	10,318,017	97.3	10,156,867	97.7	98.4	98.1
2 固 定 資 産 税	57,886,176	96.6	51,821,961	97.2	89.5	89.0
(ア) 純固定資産税	56,098,824	96.6	50,034,609	97.2	89.2	88.6
(イ) 交 付 金	1,787,352	96.9	1,787,352	96.9	100.0	100.0
3 軽 自 動 車 税	2,547,912	101.2	2,395,094	102.1	94.0	93.2
4 市町村たばこ税	7,455,377	97.8	7,455,377	97.8	100.0	100.0
5 鉱 産 税	76,623	90.0	76,623	90.0	100.0	100.0
6 特別土地保有税	18,325	-	18,325	-	100.0	-
二 目 的 税	2,392,779	99.0	2,307,181	99.6	96.4	95.8
1 入 湯 税	591,840	101.9	546,819	101.2	92.4	93.0
2 事 業 所 税	1,512,063	98.9	1,498,411	99.9	99.1	98.1
3 都 市 計 画 税	288,876	94.3	261,951	95.1	90.7	89.9
三 旧 法 に よ る 税	-	-	-	-	-	-
合 計	119,496,646	97.8	111,004,346	98.5	92.9	92.3

14 東日本大震災に係る減収額等（地方税法附則を根拠とするもの）

税目	実績年度 及び 減収額等 区分 (条項別)	平成23年度 減収額等実績		平成24年度 減収額等実績		平成25年度 減収額等実績		平成26年度 減収額等実績	
		件・台	減収額（円）	件・台	減収額（円）	件・台	減収額（円）	件・台	減収額（円）
不動産取得税	法附則第51条 (代替不動産の取得に係る課税標準の特例)	4	187,000	2	530,200	5	1,297,300	2	158,000
自動車取得税	法附則第52条 (代替自動車等の取得に係る非課税)	93	6,623,400	13	996,100	3	353,800	—	—
自動車税	法附則第54条 (代替自動車等に係る非課税)	234	5,318,500	235	6,874,600	131	4,652,000	2	85,500

税目	実績年度 及び 減収額等 区分 (条項別)	平成27年度 減収額等実績		累 計	
		件・台	減収額（円）	件・台	減収額（円）
不動産取得税	法附則第51条 (代替不動産の取得に係る課税標準の特例)	3	530,900	16	2,703,400
自動車取得税	法附則第52条 (代替自動車等の取得に係る非課税)	—	—	109	7,973,300
自動車税	法附則第54条 (代替自動車等に係る非課税)	1	15,000	603	16,930,600